

## 第164回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成24年7月12日（木）13時30分～14時45分
- 2 場 所 山形県自治会館 4階 401会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 國井委員、園部委員、高谷委員、細谷委員、守屋委員、山口委員、佐藤（佐藤）委員、徳山（北村）委員、清谷（松田）委員、世取山（奥山）委員、遠藤委員、今井委員、楳津委員、小野委員  
14名
- 欠席委員 高橋委員、長谷見委員、山田委員、市川委員、菅原委員、吉村委員、加藤委員、齋藤委員  
8名
- 5 事務局報告 新委員の紹介後、本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

### 6 議 事

#### (1) 会長選挙

(結城課長補佐)

本審議会の会長は、山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされておりますが、学識経験者の委員の改選に伴い、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、新会長の選出のため、仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選出については、事務局に御一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、仮議長を指名させていただきます。  
山口委員、お願いいたします。

(仮議長)

ただいま指名いただきました山口でございます。

それでは、ただいまから第164回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。  
会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。  
山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

(仮議長一任の声)

(仮議長)

仮議長一任の御発言がありますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(仮議長)

御異議がないですので、そのようにさせていただきます。  
それでは、選挙の方法は指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。  
指名は、私の方から行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。それでは、私から会長を指名させていただきます。  
会長に細谷委員を指名いたします。  
ただいまの指名に対し、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

(仮議長)

異議なしと認めます。  
よって、細谷委員が会長に選出されました。  
皆様の御協力、誠にありがとうございました。

(結城課長補佐)

山口委員、仮議長ありがとうございました。  
それでは、細谷会長、議長をお願いいたします。

(議長)

ただいま皆様からの御指名によりまして会長に選出されました細谷でございます。

皆様の御協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

(2) 審議

(議長)

それでは早速、審議に入りたいと思います。

まず初めに、会長の職務代理者を指名したいと存じます。

山形県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理者は会長の指名によることとなっておりますので、高谷委員を指名いたします。

次に、本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。園部委員、山口委員、以上の両委員をお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

今回、知事より本審議会に諮問されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり2案件でございます。

それでは、諮問事項について、当局の御説明をお願いします。

(相田県土整備部次長)

県土整備部次長の相田でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただきます。

本日の審議会に諮問いたします案件は、2案件でございます。

議第1号は、「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」についての案件であり、平成16年5月に策定した本マスタープランを修正するものでございます。

議第2号は、「遊佐都市計画道路の変更」についての案件であり、1・5・1号遊佐吹浦線を追加するものでございます。

それぞれの内容と縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

(小野委員)

中心市街地の定義はありますか。

(西尾都市計画課長)

数値的な定義はありませんが、一般的な考え方で申しますと、市街地とは、市街化区域や用途地域とほぼ同じ地域を指すものです。あまり農地がなく宅地等が連続している地域のことです。中心市街地とは、用途が商業系であり、業務系の建築物が連続していて、まちの中心である地域のことを指すものです。

(小野委員)

中心市街地と市街地の位置付けによって見方が変わってくると思います。郊外型の開発が進んでいる地域は中心市街地に含まれるのでしょうか。

区画整理等が進み、道路が整備され、店舗が進出していくとそちらが中心市街地のような印象を受けます。

(西尾都市計画課長)

郊外型開発によって幹線道路に店舗等が集中する地域は、中心市街地には含まれないと考えています。中心市街地とは、本来のまちの中心部のことであり、駅前や市役所、町役場の周辺を考えています。国も様々な省庁が連携しながら、中心市街地の活性化を図るような施策をしています。

都市でなければ提供できないサービスを中心市街地へ集中させ、活性化を図り、集約型都市づくりを進めるというのが基本的な考え方です。

(小野委員)

全体としては人口減少のなかにはありますが、部分的に見ると人口が増えている地域もあります。新しく住宅地の開発がされて、学校や幼稚園ができる地域等では、人口が増加しています。

こういったことは、どのように理解したらいいか教えていただきたい。

(西尾都市計画課長)

郊外部における新たな住宅地の開発は、今後大きなものは予定されていません。地域によって異なりますが、全体的に見ると、昨今の区画整理事業地の売れ行きも落ちてきています。

一方で、中心部では人が減ってきていて、空き家等も増加しているということもあり、様々な行政分野で総合的にあたっていないと解決は難しいと考えています。

また、高齢化が進めば、車を使用できない人も増加してきますので、歩いて行ける範囲内で生活できるまちづくりも考えていく必要があります。

これらの観点を踏まえて、今回マスタープランを変更したものです。

(今井委員)

市街化区域内の農地はどれくらいあるのでしょうか。また、市街化区域内の農地は宅地並みの課税がされると聞きます。

(西尾都市計画課長)

市街化区域内の農地については、現在資料を持ち合わせていません。課税については、三大都市圏では宅地並み課税になっていると聞いていますが、県内でどのような取扱いになっているかは、現在資料として持ち合わせていません。

(今井委員)

市街化調整区域から市街化区域に編入した地域については、まだ相当土地が余っていると思います。

今回のマスタープランの変更で、新たな市街化区域の編入は相当難しくなるということなのでしょうか。どういう方向性なのか教えていただきたい。

(西尾都市計画課長)

基本的に、市街化区域については、今後大きくならないという考えです。

相対的な人口密度の資料しか持ち合わせていませんが、利用度が低い土地がかなりあることは想定されます。

今後も人口減少が継続していくことが想定され、世帯増もいつまで続くかということもあり、そこから土地利用のあり方を考えた時に、積極的に市街化区域を外に拡大することは控えるべきという考えです。

(今井委員)

中心市街地が空洞化した要因のひとつには、人口が増えないのに、新たな区画整理等をやって、道路を整備し、商店街が移動していったという、人為的な人口移動が挙げられると思います。

今回のマスタープランは、新たな市街地は作らず、現在の市街地のまま時代にあった姿でまちづくりをしていくという考え方でよろしいでしょう

か。

(西尾都市計画課長)

基本的にはそのとおりです。しかし、工業系の用地については、別の要請がある場合もあります。

(高谷委員)

区画整理をしている地域と、先程の生活拠点の配置といったことがワンセットにされているといいと思います。こういう内容は、市町村マスタープランに書くのでしょうか。

また、コンパクトな都市を形成して、その後どうしたいのかということや、どういう方向に都市計画で誘導していくのかという、根本的な議論をすることが重要だと思います。

(西尾都市計画課長)

区域マスタープランと市町村マスタープランの役割分担がありますので、そういった内容は市町村マスタープランに記載します。

(議 長)

他にございませんか。

ないようでございますので、これより採決いたします。

議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

次に、議第2号「遊佐都市計画道路の変更について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問はありませんか。

(小野委員)

山形新聞に記事があったが、日本海側でいつ大きな地震が起きてもおかしくない状況であり、大地震があれば大きな津波も発生するだろうという

ことでした。

今回の道路の設計は、震災後に計画されたものなのでしょうか。震災前のものであれば、津波への考慮をする必要があると思います。

(西尾都市計画課長)

震災後に、津波を想定した上で計画しています。

(議 長)

他にございますか。

(議 長)

他に質疑がないようですのでこれより採決いたします。議第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

(議 長)

全員挙手でございます。では、2号議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

今日は、以上をもちまして知事より本審議会に諮問されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

(意義なしの声)

意義がないようでございますのでそのようにさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をいただきありがとうございました。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

(終了 14時40分)

平成24年7月12日